

乳児等通園支援事業 指導監査の主な着眼点

重点項目	項目	着眼点	指導レベル	根拠法令等
認可基準				
1 非常災害対策				
	(1) 非常災害に対する備え	①軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。 ②非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く）をするよう努めているか。	①指導 ②助言	認可基準条例第3条（国基準第6条第1項）
	(2) 訓練の実施	少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第6条第2項）
2 児童の安全確保対策				
○	(1) 安全計画の策定等	①安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 ②職員に対し、安全計画について周知するとともに、①の研修及び訓練を定期的実施しているか。 ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 ④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第7条）
○	(2) 自動車を運行する場合の所在の確認	①利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しているか。 ②利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて①に定める所在の確認を行っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第8条）
○	(3) 事故防止	事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 特に重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中）で十分配慮されているか。	指導	保育所保育指針第3章 事故防止及び対応ガイドライン 誰でも通園手引Ⅱ-1.
3 食事提供・衛生管理				
	(1) 食事提供 （自園調理・外部搬入）	①食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）は、当該施設で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 ②離乳食は個々の発達に合わせて提供しているか。 ③食物アレルギーを有することもについては、医師の診断及び指示に基づき対応しているか。	①指導 ②③助言	①認可基準条例第3条（国基準第15条） ②認可基準通知第2-5 ③アレルギー対応ガイドライン ④保育所保育指針第3章
	(2) 食事提供 （弁当持参）	弁当持参の場合、食中毒防止の観点から、受け渡しや保管場所、提供時等の衛生管理を適切に行っているか。	助言	認可基準通知第2-4 誰でも通園手引Ⅱ-1
	(3) 衛生管理	①利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用水の衛生管理を適切に行っているか。	①指導	認可基準条例第3条（国基準第14条） 認可基準通知第2-4
		②事業所で感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めているか。【努力義務】 ③必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、その管理を適正に行っているか。	②助言 ③指導	認可基準条例第3条（国基準第14条） 認可基準通知第2-4

4 運営体制の確立				
	(1) 運営の内容の説明	地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。【努力義務】	助言	認可基準条例第3条（国基準第5条第2項）
	(2) 運営規程	以下の事項を記載した運営規程が整備されているか。 ① 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ② その提供する乳児等通園支援の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	指導	認可基準条例第3条（国基準第16条）
	(3) 帳簿の整備	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第17条）
	(4) 苦情への対応	①苦情を受け付けるための窓口等の必要な措置を講じているか。（※既に講じている措置と合わせて講じることも可。） ②乳児等通園支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第19条） 認可基準通知第2-7
5 職員の処遇				
○	(1) 職員の配置及び資格	①基準に基づく必要な保育士数が確保されているか。 ②資格を要する職員が資格要件を満たしているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第22、25条）
	(2) 職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。【努力義務】 ②事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	①助言 ②指導	認可基準条例第3条（国基準第10条）
	(3) 他の社会福祉施設との兼職	乳児等通園支援に直接従事する職員が、他の社会福祉施設等を兼ねる場合、支援に支障がない場合に限られているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第11条）
	(4) 秘密保持	職員もしくは職員であった者が、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を保持する措置を講じているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第18条）

6 設備					
		(1) 構造設備	構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第5条第6項）
○		(2) 面積基準の遵守	必要面積が確保されているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第21、25条）
7 児童の処遇					
		(1) 利用乳幼児の人権に対する十分な配慮	利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第5条第1項）
		(2) 自己評価	自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第5条第3項）
		(3) 外部評価	定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。【努力義務】	助言	認可基準条例第3条（国基準第5条第4項）
		(4) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第12条第1項）
		(5) 虐待等の禁止	利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第13条第1項）
○		(6) 支援の内容	乳児等通園支援は、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性（※）に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて提供されているか。 ※特性（こども誰でも通園制度の実施に関する手引より） ・こどもによって在園時間や利用頻度が違うこと。 ・日々利用することも異なること。	指導	認可基準条例第3条（国基準第23条）
		(7) 保護者との連絡	利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。【努力義務】	助言	認可基準条例第3条（国基準第24条）
		(8) 計画	①児童の育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画を作成しているか。 ②また、利用状況に応じ、個別計画を作成し、児童の実態に即した支援が行われているか。	①指導 ②助言	保育所保育指針第1章 誰でも通園手引II-5.
		(9) 記録	事業の実施内容や利用児童の育ちに関する内容などの記録が適切に整備されているか。	指導	認可基準条例第3条（国基準第17条） 保育所保育指針第1章 誰でも通園手引II-5.
HP		(10) 親子通園	利用の初期に親子通園を取り入れる場合、こどもの育ちの観点から、親子通園が長時間続く状態にならないよう留意されているか。また、親子通園を利用の条件としていないか。	助言	誰でも通園手引II-2

※根拠法令等

▼松山市条例・規則等

公布年月日	正式名称		省略表記
令和7年7月7日	条例第31号	松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	認可基準条例

▼関係法令、告示等

公布年月日	正式名称		省略表記
令和7年1月14日 令和8年4月1日	内閣府令第1号	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	国基準
令和7年2月12日 令和8年4月8日	こ成保第120号	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	認可基準通知
平成29年3月31日	厚生労働省告示第117号	保育所保育指針	保育所保育指針
平成28年3月31日	府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	事故防止及び対応ガイドライン
平成31年4月25日	子児発0425第2号	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について	アレルギー対応ガイドライン
令和8年3月	こども家庭庁	こども誰でも通園制度の実施に関する手引	誰でも通園手引

※指導監査基準について

着眼点	最低基準（内閣府令）をはじめ、関係法令等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。		
根拠法令等	着眼点ごとに、関係法令等の内容を示しています。		
指導レベル	指導	指導の際の標準的な区分を設定しています。	
		関係法令に基づき必ず実施しなければならない内容（違反の程度によって下記3つの区分を設定）	
	指摘	法令等に違反し、園運営や児童に重大な影響を及ぼす恐れがある場合など。	
	監査メモ	指摘事項以外のもので、メモとして送付することが適当と判断されるもの。	
	口頭指導	指摘及び監査メモ以外の軽微なもので、現場での口頭指導とするもの。	
助言	法令等の違反は認められないが、事業の運営に役立つと考えられるもの。		